

## 兵庫県献血推進協議会傍聴要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、兵庫県献血推進協議会運営規定第2条第2項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議会の開催の周知)

第2条 協議会の開催は、会議開催日の2週間前までにインターネット等により、周知するものとする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続きその他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、次の者をいう。

協議会の許可を得て傍聴証(様式第1号)の交付を受け、協議会を傍聴する者

(傍聴人の定員)

第4条 前条の傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、会長は協議会に諮って別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、協議会当日、協議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書(様式第2号)に所要事項を記入のうえ申し出なければならない。

2 傍聴の申出者が前条の定員を超える場合は、抽選により決定するものとする。

(傍聴証の交付及び着用)

第6条 協議会を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号に該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 協議会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。

(4) みだりに傍聴席を離れないこと。

(5) その他協議会場の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第10条 傍聴人は、会議室内において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、協議会の許可を得ようとする者は、許可願(様式第3号)を協議会に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 傍聴人が、この規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることができない。

(報道関係者の取扱)

第13条 協議会は、会議に支障のない限り、報道機関の取材に配慮するものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年10月25日から施行する。